
平成23年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第5日）

平成23年12月15日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成23年12月15日 午前10時開議

- 日程第1 議案第79号から議案第94号まで（委員長報告～表決）
日程第2 請願審査について（質疑～表決）
日程第3 意見書案について（質疑～表決）
日程第4 特別委員会の中間報告について
日程第5 閉会中の継続審査並びに調査申出について
日程第6 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第79号 南丹市暴力団排除条例の制定について（市長提出）
議案第80号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第81号 南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について（市長提出）
議案第82号 南丹市立保育所条例の一部改正について（市長提出）
議案第83号 南丹市都市公園条例の一部改正について（市長提出）
議案第84号 南丹市自転車等駐車場条例の一部改正について（市長提出）
議案第85号 南丹市営土地改良事業の施行について（市長提出）
議案第86号 平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
議案第87号 平成23年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）
議案第88号 平成23年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）
議案第89号 平成23年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）
議案第90号 平成23年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）

議案第91号 平成23年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)

議案第92号 平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第3号)
(市長提出)

議案第93号 平成23年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)

議案第94号 平成23年度南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)
(市長提出)

- 日程第2 請願審査について
日程第3 意見書案について
日程第4 特別委員会の中間報告について
日程第5 閉会中の継続審査並びに調査申出について
日程第6 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員(22名)

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大面一三	21番 井尻 治
22番 小中 昭		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長補佐	今西 均
係 長	西田紀子	主 査	長野久好

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	松 田 清 孝
教 育 長	森 榮 一	会 計 管 理 者 兼 出 納 課 長	東 野 裕 和
総 務 部 長	上 原 文 和	企 画 政 策 部 長	伊 藤 泰 行

市民福祉部長	山内晴貴	農林商工部長	神田衛
土木建築部長	井上修男	教育次長	大野光博
八木支所長	川勝芳憲	日吉支所長	榎本泰文
美山支所長	小島和幸	福祉事務所長	栃下辰夫

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） それでは皆さん、おはようございます。ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先だって、ご報告いたします。永塚上下水道部長より欠席の旨、届出がありましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第1 議案第79号から議案第94号まで

○議長（井尻 治君） それでは、ただちに本日の日程に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第1「議案第79号から議案第94号まで」を一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

村田総務常任委員長。

○総務常任委員長（17番 村田 正夫君） 総務常任委員会に付託されました議案第79号、80号、81号、84号、86号、89号、92号の7件につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

12月6日午前10時より、南丹市国際交流会館3階、第2・第3会議室において、総務常任委員会を開催。総務部、企画政策部、教育委員会の順に所管の議案について審査を行いました。

総務部におきましては、まず議案第79号、南丹市暴力団排除条例の制定についてを議題とし、担当課長から詳細説明を受け審査に入りました。本条例は、市や市民等の責務を明らかにする点まで踏み込んでいるのが特徴であり、その点に質疑が集中いたしました。暴力団であるかどうかをどうやって確認するのか。市は、その情報収集と情報開示をどのようにして実行するのか。もしトラブルに巻き込まれた場合、市民の安全は守られるのか等の質疑がありました。答弁の中で、約1年間、警察との協議、調整を行ってきた中で府下市町村が順次条例制定を進め、足並みを揃えることにより暴力団を排除する施策の推進を図る点、来年4月1日の施行までに警察や京都府との連携を密にし、

情報提供を受けるとともに市民を保護し、上位法との中で条例の目的が果たせるよう取り組んでいく点が明らかにされました。暫時休憩をとる中で委員も審査を深め、再開後に部長の総括的答弁を了とし、質疑を終結いたしました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第92号、平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）に移り詳細説明を受けました。予算書と請求した資料の数字の誤差について、土地の買い戻し後の利用計画について、農地の最終扱いについて、八木町大藪の当初の取得目的と高額な点について質疑があり、それぞれ答弁を受けました。質疑を終結、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、各課長より詳細説明を受けた後、質疑に入りました。債務負担行為での南丹市外の土地取得について、その経過と市外の土地を買うことができるのかとの質疑がありました。亀岡市旭町とは隣接しており、事業協力者に対する代替え地として先行取得したものであり、法的に問題はない。さらに八木支所長から、地域改善事業で行政界にかかわる外周道路の拡幅のため、南丹市の用地を取得する必要があったこと、また三俣川府営圃場整備で、京都府と亀岡市と八木町が三者一体となり、水利権差別撤廃の事業での換地のためであったことが答弁されました。これはまれなケースであり、また歴史的に忘れてはならない事業でもありますので、本庁において確実な資料の保全と引き継ぎが求められるところでもあります。さらに債務負担行為の限度額の設定について、訴訟、事務費の算出根拠について質疑があり、それぞれ答弁を受けました。ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、企画政策部に移り、議案第80号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細説明を受けました。質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第84号、南丹市自転車等駐車場条例の一部改正について、詳細説明を受けました。第10条の自転車等の処分についての質疑があり、答弁を受け、他に質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第89号、平成23年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を受けました。嘱託職、公務災害補償基金の内容と、臨時職員も対象となるのかについて質疑があり、答弁を受けました。質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第81号、南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について詳細説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑は、岩盤浴施設の新設について、料金体系の統一について、モデルにした施設とSS会員の扱いについて、体育館とプールの不採算部門を

抱えながらの経営に対する支援指導と赤字体質脱却の見通しについて、トーマツと京都銀行の分析と指導について、管理経費を下げる努力について等でありました。リニューアルと、道の駅指定後の経営に大きな関心が示されましたが、来年度は15%から20%の集客増と、約1,000万円の黒字見込みの答弁があり、質疑を終結いたしました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、部長と企画調整課長より詳細説明を受けた後、質疑に入りました。職員数は減ったが時間外手当は増えている。適正配置と効率について、長期休暇の職員について、管理職手当が増えている点についての質疑があり、それぞれ答弁を受け、質疑を終結いたしました。

最後に、教育委員会ですが、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、教育次長より詳細説明を受け、質疑に入りました。プール管理費の修繕料について、国庫補助金の小学校費を中学校費に訂正した件について、中学校道場の畳の入れ替え規模について、ビートフェスティバル実行委員会補助金の減額について、社会教育総務費と保健体育総務費の時間外勤務手当についての質疑があり、それぞれ答弁を受けました。質疑を終結し、総務部長、企画政策部長、教育次長が揃い、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、特に討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

以上、今定例会の総務常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、小中産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（22番 小中 昭君） 産業建設常任委員会に付託されました議案第80号、議案第83号、議案第85号、議案第86号、議案第90号、議案第91号並びに議案第94号、以上7議案につきまして、審査の状況と結果について報告いたします。

本件につきましては、去る12月7日に常任委員会を開催し、各部課長からそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行ったところでございます。

まず、農林商工部であります。議案第85号、南丹市営土地改良事業の施行についてであります。本年9月に発生した台風15号による豪雨で被害のあった日吉町胡麻地内、同じく木住地内、並びに八木町船枝地内の農地農業用施設、水路及び頭首工の災害復旧事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の規定により、議会の議決を要するものであります。主な質疑は工法についてなどの質疑があり、質疑ののち、討論もなく、採決の結果、議案第85号は賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。主な質疑は災害復旧について、丹波広域基幹林道建設事業負担金についてなどの質疑がありました。特に、この丹波広域基幹林道建設事業負担金は、現在、工事が進

められている工区の林道建設工事業負担金であります。これらの工事により、全線完成は間近であります。先の一一般質問の答弁であったように、平成24年にも全線完成を待たずに一部移管されることとあります。移管後は維持管理を市が行うこととなります。産業建設常任委員会で11月16日に管内調査として、丹波広域基幹林道を調査してきましたが、工事終了後、10年以上経過しているところで比較的安定しているように見受けられる箇所でも、法面の崩落が多く見受けられました。委員会でも移管についてさまざまな意見がありました。移管の協議にあたっては、今後の維持管理や、伴う経費等十分精査の上、後年、本市にとって大きな財政負担とならないよう十分に検討の上、慎重を期していただくことを申し添えておきます。

次に、土木建築部では、議案第80号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議案第83号、南丹市都市公園条例の一部改正については、関連があるので一括して説明を受けました。2議案は、南丹市園部町内林町2号公園の完成に伴い、同公園を追加するものであり、主な質疑は公園の管理についてなどの質疑があり、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第80号・議案第83号は、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。主な質疑は、災害復旧についてなど質疑がありました。

次に、上下水道部であります。議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。簡易水道事業特別会計、並びに上水道事業会計の繰出金の減額が主であり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第91号、平成23年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。主な質疑は水質検査料の減額についてなどの質疑があり、質疑のうち討論はなく、採決の結果、議案第91号は賛成全員により可決すべきものと決しました。なお、下水道事業特別会計は、当初予算では一般会計からの繰り入れや下水道事業整備基金からの繰り入れなど、厳しい財政状況にあります。平成28年には桂川中流流域下水が府から移管されることになっており、ますます財政状況が厳しくなることが予想されます。市長は同様の流域下水を持つ六つの市の協議会の会長として、国へ制度改正と財政支援、新たな支援制度創設を精力的に要望していただいております。財政負担の軽減のためにも、今後においても、国への要望や府へは移管の条件の提示などをしていただくことを申し添えておきます。

次に、議案第90号、平成23年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。主な質疑は、臨時職員の採用についてなどであり、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第90号は賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成23年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第94号は賛成全員により可決すべきものと決しました。

上下水道部所管の議案の審査ののち、3部長再度入室ののち、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ですが、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、仲村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（16番 仲村 学君） それでは、厚生常任委員会に付託されました条例改正2議案と補正予算4議案につきまして、審査の状況と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は去る12月8日に委員会を開催し、所管の議案について審査を行いました。

まず、議案第80号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第82号、南丹市立保育所条例の一部改正については関連いたしますので一括議題といたしました。質疑、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、主な質疑として、子ども手当について、予防接種事業について、入学祝金について、職員給与について、保育所の耐震化について、ごみ袋手数料について、優先駐車場整備についてなどあります。それぞれ答弁の後、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、平成23年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、特定検診と国保会計の今後の見通しについて質疑がありました。答弁の後、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、平成23年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、安定化基金について質疑がありました。答弁の後、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

最後に、議案第93号、平成23年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については質疑、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の報告とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第79号から議案第85号までの条例の制定等、7件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(井尻 治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号から議案第94号までの、補正予算9件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(井尻 治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 請願審査について

○議長(井尻 治君) 次に、日程第2「請願審査について」を議題といたします。

厚生常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

20番、大面一三議員。

○議員(20番 大面 一三君) 議席番号20番、日本共産党市会議員団所属の大面一

三でございます。日本年金者組合船井支部・北桑田支部から出されております受理番号第19号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願及び受理番号第20号、無年金者・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3,000円の支給を求める請願の二つの請願につきまして、日本共産党市議員団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

今、無年金者は厚生労働省の資料でも、年金受給資格期間25年を今後満たす見通しのない人を含めまして、118万人としております。また国民年金の受給者であっても平均受給月額が4万8,000円しかないなど、無年金・低年金が深刻な、今、問題となっております。国民年金保険料の納付率は毎年下がり続けて、平成22年度の現年度納付率は59.3%と6割を切っております。厚労省年金局、日本年金機構が平成22年3月に公表しました国民年金被保険者実態調査によりますと、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由として、「国保料が高く、経済的に支払うのは困難」と、64.2%を占めております。これが最も高い数値であります。そして、また「年金制度の将来が不安で信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなってきているこうした背景には、高い保険料と年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感が大きな原因となっております。このような状況のもと、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するといえます。憲法25条の生存権保障の立場から、国民が安心して老後の生活が送れるよう、最低保障年金の制度化が必須の課題であります。速やかな最低保障年金の制度化が必要であると思います。今、野田内閣が進めようとしております税と社会保障の一体改革は、社会保障の大改悪をやりながら消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものであります。言われております社会保障改悪のメニューは、小泉自公政権下での構造改革のもとで大きく後退をいたしました社会保障制度をさらに切り捨て、最悪の水準に引き下げるものとなっております。年金の支給開始年齢の引き上げ、支給額の切り下げなど、現在の年金受給者にも将来の年金受給者である現役世代にも犠牲を強いる大改悪でございます。その上、一体改革の財源を消費税の増税に求めようというのであります。所得の少ない人に重くのしかかる消費税増税は、社会保障の財源として最もふさわしくないものであります。私ども日本共産党は、これ以上の社会保障の改悪を中止し、次の三つの内容で財源を段階的に確保しながら、段階的、連続的に社会保障の拡充に踏み出すことを求めるものであります。第1に、大企業・大資産家への新たな減税を中止をし、軍事費、大型開発、原発関連予算、政党助成金など、聖域を設けずに歳出の無駄にメスを入れること。第2に、大金持ちと大企業に応分の負担を求める税制改革、これまでの行き過ぎた減税を見直し、欧米で今検討され

ております富裕層への課税強化を進めていくこと。第3に、国民全体で社会保障の抜本的拡充の財源を支えるため、施策に応じた負担、すなわち応能負担の原則で賄うこと。このように財源を確保しながら、年金をはじめとする社会保障の拡充を図っていくことを提案しております。こうしたことから、最低保障年金制度の創設にあたっては、低収入の人ほど負担が高い消費税によらない、今言いました三つの内容で得ました収入をこの年金改革の財源とするよう求めるものであります。

次に、無年金者、低年金者への基礎年金国庫負担分、3万3,000円の支給を求める請願についてでございます。今の日本の年金制度は多くの無年金・低年金者を生みだし続けております。無年金・低年金者の深刻な生活を緩和するために、最低保障年金制度を創設までの期間の緊急救済策として、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3,000円の支給が必要だと考えます。その根拠といたしまして、現在、基礎年金は半額が国庫負担分とされており、基礎年金を満額6万6,000円受給する人は保険料分が3万3,000円、国庫負担分が3万3,000円であり、4万円の人には保険料分が2万円、国庫負担分が2万円であり、無年金の人は国庫負担分を受けられることはありません。税金はすべての人が払ってきたのですから、65歳以上のすべての人に国庫負担で3万3,000円は支給すべきというのがこの請願の理由であります。3万3,000円は現行年金制度の中での当面の最低保障だと言えることから、制度化すべきであります。以上、今回の請願は、今、税と社会保障の一体改革が論議されている折に時宜を得た請願であり、多くの国民の願いと一致するものであります。

以上を述べまして、年金制度にかかわります二つの請願の賛成討論といたします。何とぞ、議員諸氏の賢明なるご判断を持ちまして、賛同いただきますようお願いを申し上げます。討論を終わります。

○議長（井尻 治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決いたします。

原案のとおり採択することに賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（井尻 治君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

○議長（井尻 治君） 次に、無年金者・低年金者への基礎年金国庫負担分3,300万円の

支給を求める請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決いたします。

原案のとおり採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(井尻 治君) 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

日程第3 意見書案について

○議長(井尻 治君) 日程第3「意見書案について」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は2件であります。事務局に件名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(勝山 秀良君) 件名を朗読いたします。速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書(案)、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書(案)、以上であります。

○議長(井尻 治君) ただいまの件名の朗読で、議案内容をご承知願えたものと存じます。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

この際、特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書(案)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(井尻 治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井尻 治君) 次に、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書(案)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（井尻 治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

日程第4 特別委員会の中間報告について

○議長（井尻 治君） 日程第4「特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

それぞれの特別委員会委員長から中間報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

これより順次報告を求めます。

まず、広報特別委員会、仲委員長。

○広報特別委員長（18番 仲 綱枝君） 改めまして、おはようございます。

私は広報特別委員会の中間報告をさせていただきます。本委員会は平成22年2月23日、議会だよりの発行と諸情報に関する調査を目的に、7名の委員をもって設置されました。これまで、延べ55回にわたり委員会を開催し、市議会だより「なんたん」を第17号から第23号まで発行してまいりました。以下、委員会活動の概要についてご報告申し上げます。

当委員会では、市議会が行うさまざまな活動を広く市民に情報提供していくことを目的に、市議会だより「なんたん」を発行し、毎号を全戸配布するとともに、市内の医療機関などの施設へ送付し、配架を依頼してまいりました。発行にあたっては市民に分かりやすい議会情報を提供できるよう、情報の受け手側に立った発想を持ち、効果的な編集を考慮しつつ、議会広報の充実を図ってきました。また、よりよい議会広報活動の調査研究のため、平成22年11月11日から12日に兵庫県篠山市議会、徳島県那賀町議会へ、そして、平成23年10月24日から25日には長野県佐久市議会、同県東御市議会へ先進地視察を行いました。これらの視察を通して、紙面による広報のみならず、インターネットやCATVなどの情報通信機能を活用した広報や、議員による議会活動の報告会などを通じた広聴活動の大切さを実感したところであります。今後の議会広報のあり方として、南丹市情報センターを活用したケーブルテレビによる議会中継などによる速報性に加え、インターネットなどを活用した利便性を重視することが必要と考えます。今後も、より多くの市民に議会活動を知ってもらうため、広報活動の推進に取り組み、親しみやすい議会広報誌の発行を目指していきたいと思っております。併せて、市民からの意見をくみ取れるような広聴活動を展開していくことが重要と考え、調査活動継続の必要性を申し上げ、広報特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 次に、議会活性化対策特別委員会、橋本委員長。

○議会活性化対策特別委員長（14番 橋本 尊文君） 皆さん、おはようございます。

議会活性化対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

議会は住民を代表する公選の議員で構成をされ、地方自治体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画をし、その重要な意思決定を行うと同時に、行財政運営の批判と監視機能を権能としています。議員は住民全体の代表者として議会活動を通じて、住民意思を総合して自治体としての意思を形成する任務を有しています。ゆえに、議会を運営する議員は、本来果たすべき機能と役割をこなせるだけの資質を養う責務があります。議会の権能を勘案する中、本議会は合併当初、平成18年12月に議会活性化対策特別委員会を設置いたしました。地方分権化社会に対応した真の市民の付託に応える議会、激動する時代に即応した議会となるべく、議員の資質の向上と議会の活性化に関する調査を目的とするものでありました。4年間の第1期委員会は九つの課題を掲げ、精力的な活動の展開をし、多大なる成果を上げてきたのは周知の事実であり敬意の念を抱くところであります。一方、議論に議論を重ねる中で一定の方向性を示唆し、次期委員会に申し送られた調査項目も存在をしております。本委員会は前期委員会の活動の経緯を考察する中で、市民に開かれた議会、分かりやすい議会を基本理念として、議会の活性化に向けての活動を開始いたしました。調査項目の選定に関して協議をする中、前期委員会からの申し送り事項を中心として継続調査を行い、新たな角度からの検証を深め、課題克服することが議会活性化に繋がる最良の方法という結論に達しました。そこで申し送り事項の3点、議会基本条例の制定、議会運営の課題、情報公開と、新たな課題として、議会報告会の開催の4項目を重点調査事項として議論を重ねてまいりました。まずは、議会基本条例の制定であります。前期委員会からの大命題として送られてきました。地方分権化が進行する時代において、地域における民主主義の発展、福祉の向上のためには議会の果たす役割は大なるものがあります。その役割を果たすためには情報の公開、市民参加の促進、議員の資質の向上、公平性と透明性の担保は必要であります。そして、その指針となるのはこの条例であり、必須の施策であります。条例ありきの議論をすべきでなく、それぞれの当面の課題を克服する中で、結果として方向性が見えてくるとのことで意見の一致を見ました。つまり、条例制定に向けては、今は素地を構築するときであるとの認識でありました。

次に、議会運営の課題としての一般質問と代表質問の一問一答方式の導入についてであります。代表質問は各会派に別枠で持ち時間制が導入されました。会派の尊厳と平等性が確保され、活発な論議の展開になると期待がされています。一般質問における一問一答方式については、発足当初より、さまざまな角度から協議と検証を重ねてきた結果、市長と議員が対峙する中、質問に対する論点、争点を明確にし、議論を深め、また議員の資質の向上のためには必要な手段であるとの認識のもとに、一括方式との選択制という形態で導入することが決定をいたしました。また市長の質問権については、市議会会

議規則を改定し、明記することでの対応となりました。既に12月定例会より実施され、多くの議員がこの制度を活用し、その意義が十分に認められているというふうに感じております。今後におきましても、多方面からの試行錯誤を重ね、ますます充実した内容になることを期待いたします。

3番目に、情報公開についてであります。議会は市民に対する説明責任を果たすことが求められています。施策の透明性、信頼性を担保できてこそ市民の理解と協力が得られ、連携・協働に繋がります。その一つの方法として本会議の生中継があります。前期委員会からも申し送り事項として、慎重かつ多角的議論を進めてまいり、生放送は実施すべく前向きに検討することで合意はできましたが、広報委員会との連携を進める必要があります。また質問方式が変わることにより、種々状況の変化もあり調整中というのが現状であります。積極的に取り組まなければならない問題であることは事実であり、後期委員会に申し送る中、早い時期での放映を望みたいと思います。

最後に、新たな課題である議会報告会の開催についてであります。地方分権の進展による自治体の自己決定と自己責任が拡大する中で、住民参加と協働によるまちづくりは極めて重要であります。そして、その根幹をなすのが市民との信頼関係の構築であります。議会行政は情報を可能な限り提供をし、共有を図るとともに、市民との距離を縮め、議会を正しく理解していただくことが求められ、また議会が地域に出向き、住民の生の声を聞き、そして、直接訴えることも、また重要になると思います。当委員会では、この件に関しましても慎重に検討をし、地域懇談会という形で、より参加していただきやすい状況をつくり、開催の方向性を明確にすることができました。できるならば、来年の1月から2月にかけて開催できればというふうに考えており、既に地域の公募要綱も出来あがっているところでございます。実施をすることにおきまして、新たな次の展開も期待ができるものであり、皆さんの協力もよろしくお願いをいたしたいと思っております。

当委員会の主たる活動内容を報告させていただきましたが、議会の活性化は一朝一夕で達成できるものではなく、事業の積み重ねが大切であります。また昨今の変遷著しい社会状況の中で、多様な民意を吸収、集約し、自治体の意思決定を行う議会の役割は、その重要性をますます増してきており、政策立案機能、監査機能のさらなる充実が求められます。議会議員におきましても市民全体の代表者であるという認識のもとで、市民の視点に立つ行動、同一目線での思考が求められ、それらのことが議会活性化の原点になろうかと思われまます。議会基本条例の制定と併せまして、今後におきましても継続して活動の展開を期待し、報告とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、各特別委員会の中間報告を終わります。

各委員長ご苦勞でございました。

日程第5 閉会中の継続審査並びに調査申出について

○議長（井尻 治君） 次に、日程第5「閉会中の継続審査並びに調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定より、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申出があります。

各常任委員長、及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことといたして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 異議なしと認め、さよう決します。

日程第6 議員の派遣について

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（井尻 治君） 次に、日程第6「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、京都府市議会議長会総会に副議長を派遣することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 異議なしと認め、さよう決します。

次に、人権擁護委員候補者の推薦について、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求められています。本件については異議がないとの意見を述べることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長（井尻 治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、平成23年第4回南丹市議会12月定例会を閉会いたします。

ここに、謹んで迎えます平成24年が皆様にとっていい年でありますよう、ご祈念申し上げます。

大変長い間ご苦勞でございました。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 井 尻 治

南丹市議会議員 川 勝 儀 昭

南丹市議会議員 高 野 美 好